

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年5月2日

担 当	東京労働局 労働基準部 健康課
	課 長 木村 恭巳
	主任労働衛生専門官 鈴木 基泰
	電 話 03(3512)1616

STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを実施します ～ 6月に改正労働安全衛生規則が施行されます～

東京労働局（局長 富田 望）は、5月から9月までの間、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、集中的に職場における熱中症予防対策の取組を行います。

また、6月1日に改正労働安全衛生規則が施行となり、職場における熱中症予防対策が強化されるため、改正省令内容の周知・指導に取り組んでまいります。

【東京労働局における熱中症予防対策の主な取組事項】

- 1 東京労働局による熱中症予防対策パトロールの実施
令和7年5月に熱中症予防の重点対象である建設現場に対し、熱中症予防対策パトロールの実施を予定しています（取材対応が可能です。）
- 2 熱中症予防対策の徹底についての要請文書の手交
令和7年5月12日（月）に開催する「大手建設事業者連絡会議」の際に、大手建設事業者に対して要請文書を手交します。また、令和7年6月4日（水）に「職場における熱中症予防対策会議」を開催し、関係団体に対して要請文書を手交します（一部取材対応が可能です。）
- 3 改正省令内容の周知・指導
令和7年6月1日に施行となる改正労働安全衛生規則について、あらゆる機会を捉えて、周知・指導を実施します。
- 4 各労働基準監督署の取組
都内の各労働基準監督署では、熱中症予防対策の徹底についての周知・指導や広報活動を集中的に実施します。
- 5 「Cool work TOKYO」ロゴマークの周知
1から4の取組の際に、ロゴマークを周知し、当キャンペーンの周知及び取組機運の醸成を図ります。

関係リーフレット→



ロゴマーク→

